

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年10月11日（平成29年（行個）諮問第156号）

答申日：平成30年7月30日（平成30年度（行個）答申第77号）

事件名：本人の保険給付支給請求に係る実地調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定労働基準監督署が保有する、特定個人の労災請求（特定障害）を業務上と認めた補償給付復命書，及び平成27年特定月日を発病年月日，平成28年特定月日を療養開始日とした理由が分かる保険給付復命書，保険給付支給請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，山口労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成29年4月20日付け山口労発基0420第4号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求の趣旨

審査請求にかかる処分のうち実地調査復命書及び添付書類一切を不開示とした部分を取り消し，開示するとの決定を求める。

（2）審査請求の理由

審査請求に係る処分は，次のとおり違法，不当である。

該当部分は，審査請求人の勤務内容や時間外労働の状況などの審査請求人の勤務状況，及び特定会社Aと特定会社Bとの関係性などについて記述があるものと考えられ，重要な資料となりうる。

マスキング部分が開示されることにより，開示された情報が記載された書面を，審査請求人の未払い賃金などの支払を求める労働審判におけ

る証拠として利用することができる。それにより、労働審判の審理がより円滑に行うことができ、ひいては審査請求人の財産を守ることにつながる。

したがって、法5条1号ロ（原文ママ）に該当するにもかかわらず、不開示とされているのであるから違法というべきである。また、仮に違法ではないとしても、審査請求人の財産保護の観点からすれば、不開示の措置は、少なくとも不当というべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年2月20日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「特定労働基準監督署が保有する、特定個人の労災請求（特定障害）を業務上と認めた補償給付復命書、及び平成27年特定月日を発症年月日、平成28年特定月日を療養開始日とした理由が分かる保険給付復命書、保険給付支給請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、平成29年7月11日付け（同月13日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「特定労働基準監督署が保有する、特定個人の労災請求（特定障害）を業務上と認めた補償給付復命書、及び平成27年特定月日を発病年月日、平成28年特定月日を療養開始日とした理由が分かる保険給付復命書、保険給付支給請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

- (ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、2の①、5、7、12の①、13の①、14の①、15の①、16の①、17の①、18、19、20の①、21、22、23、24、25、27、29の①、32、33の①、34、35、40、43及び44の①の不開示部分は、審査請求人以外の署名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法

14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2の②、3の①、12の②、13の②、14の②、15の②、16の②及び28の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号17の②、20の②、30の①及び33の②の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号1の③、2の③、3の②、29の②、30の②、31及び44の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていなかった内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2の②、3の①、12の②、13の②、14の②、15の②、16の②及び28の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の③、2の③、3の②、29の②、30の②、31及び44の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成29年10月11日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月26日 | 審議 |
| ④ | 平成30年7月5日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |

⑤ 同月26日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定労働基準監督署が保有する、特定個人の労災請求（特定障害）を業務上と認めた補償給付復命書、及び平成27年特定月日を発病年月日、平成28年特定月日を療養開始日とした理由が分かる保険給付復命書、保険給付支給請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号44に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全ての開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

ア 通番1について

当該部分のうち社員数は、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報とは認められない。その余の部分である部署名については、氏名等と一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、諮問庁が新たに開示としている部分と同様の内容であることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番3及び通番6について

当該部分のうち所定休日欄については、原処分において開示されている情報と同一の内容であり、その余の部分である「当該労働者の日常業務」欄については、審査請求人の日常業務について記載されており、いずれも審査請求人が知り得るものと認められることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関の行う労災認定等

の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番32（56頁担当者氏名部分）について

当該部分は、特定団体から審査請求人に対し送付された事務文書に記載された担当者の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番10，通番27，通番28及び通番32（上記ウを除く。）について

当該部分は、審査請求人が受診した医療機関の医師の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同一の内容であり、審査請求人が知り得るものと認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

オ 通番34について

文書番号29の2頁は、事業場提出資料一覧に付随するものであり、審査請求人の勤務先の関係者の名刺であることが推認される。

当該部分は、氏名と一体として、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得るものと認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

カ 通番36及び通番41について

当該部分は、特定事業場の印影であるが、原処分において開示されている情報であり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

キ 通番42及び通番43について

当該部分は、審査請求人が所属していた部署に所属していた職員の

氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ク 通番44及び通番45について

通番44は、審査請求人が日々作成した作業日報を、翌営業日以降に確認した者の氏名であり、通番45は、審査請求人が特定事業場に提出した、休暇に係る届出書又は時間外超過届出書の決裁者の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、作業日報及び各届出書の様式から最終決裁者等は明らかであり、審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ケ 通番46（3頁部分）について

当該部分は、審査請求人と同居している家族の関係図に記載された氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

コ 通番47について

当該部分は、特定事業場の法人番号であり、一般に公にされている情報であることから、これを開示しても当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関の行う労災認定等の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

サ 通番46（1頁部分）について

当該部分は、特定労働基準監督署で押印した受付印であり、審査請求人以外の個人に関する情報とは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべき

である。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1及び通番4について

当該部分は、「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄であり、関係者の職氏名が記載されており、かつ、被聴取者には○印が付記されている。

関係者の職氏名及び被聴取者であることを示す○印の有無は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番11，通番13，通番15，通番17，通番19，通番21，通番32（下記（ウ）を除く。），通番42及び通番43について

当該部分は、聴取書、事業場提出資料等に記載された審査請求人以外の個人の氏名、署名、印影、役職、住居、職業及び生年月日であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番23ないし通番25，通番29ないし通番31，通番32（47頁不開示部分），通番39，通番40，通番44及び通番45（印影部分）について

当該部分は、審査請求人以外の個人の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、特定個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とする

ことが妥当である。

(エ) 通番 3 4 について

当該部分は、上記(1)オにおいて審査請求人の勤務先の関係者の名刺であることが推認できるとされたものの一部であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法14条2号ただし書該当性について検討すると、審査請求人の勤務先の関係者であっても当該個人の氏名等を知り得るとまではいえないことから、各役職名、氏名及びメールアドレスについては、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(オ) 通番 4 5 (上記(ウ)を除く。) 及び通番 4 6 について

当該部分は、被災労働者が勤務していた事業場の「残業願・休日出勤願」及び「従業員(一覧表)」に記載された審査請求人以外の個人の氏名、日付、作業内容/残業理由及び申請した労働時間並びに審査請求人以外の個人の入社年月日等の基本事項であり、行ごとに一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法15条2項による部分開示について検討すると、個人の氏名は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。その余の部分である日付、作業内容/残業理由、申請した労働時間及び入社年月日等の基本事項に関する情報は、通常他人に知られたくない情報であり、これを開示すると、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(カ) 通番 9 について

当該部分は、地方労災医員の署名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏

名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、署名についてまで開示する慣行があるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

通番22及び通番26は、健康保険協会及び医療機関の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められることから、これを開示すると当該団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番2、通番5及び通番7のうち、特定労働基準監督署の担当官が聴取した審査請求人以外の第三者の職氏名の記載部分については、被聴取者ごとに法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2（上記（ア）を除く。）、通番5（上記（ア）を除く。）、通番7（上記（ア）を除く。）、通番12、通番14、通番16、通番18、通番20及び通番33は、特定労働基準監督署の担当官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番3, 通番6, 通番8, 通番35, 通番37, 通番38及び通番47(2頁部分)について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容又は特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて特定事業場から提出された資料及びその標題であり、上記ウ

(イ)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番47(上記(ア)を除く。)について

当該部分は、一般に公にされていない特定事業場の内部管理情報であり、これらを開示すると取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書において、不開示部分が開示されることにより審査請求人の財産を守ることに繋がるとして、法14条2号ただし書口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」である旨主張する。

しかしながら、当該不開示部分を開示することについて、当該部分を開示することにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書 番号	2 対象文書名	3 通 番	4 諮問庁が「不開示 を維持する部分」と している部分	5 不開示情報 (法14条該 当号)			6 開示すべき 部分
				2号	3 号 イ	7 号 柱 書き	
1	精神障害の業 務起因性判断 のための調査 復命書	1	① 20頁「事業場 (所属部署)内にお ける当該労働者の位 置づけ」欄部署名 (ただし審査請求人 所属部署を除く。), 第三者職氏 名, 社員数	○			部署名及び社 員数
		2	② 7頁ないし11頁 「調査結果」欄不開 示部分, 12頁「調 査結果」欄不開示部 分, 13頁ないし1 4頁不開示部分	○		○	
		3	③ 2頁不開示部分, 11頁「認定事実」 欄不開示部分, 12 頁「認定事実」欄不 開示部分, 19頁所 定休日欄, 労働時間 制度欄, 就業規則の 有無等欄, 賃金規定 の有無等欄, その他 特記事項欄不開示部 分, 20頁「当該労 働者の日常業務」欄 不開示部分		○	○	19頁所定休 日欄不開示部 分, 20頁 「当該労働者 の日常業務 欄」不開示部 分
2	医学的意見の	4	① 20頁「事業場	○			

	要否等に係る 調査復命書		(所属部署)内における当該労働者の位置づけ」欄第三者職氏名				
		5	② 8頁ないし12頁「調査結果」欄不開示部分, 13頁「調査結果」欄不開示部分, 14頁ないし15頁不開示部分	○		○	
		6	③ 2頁不開示部分, 8頁「認定事実」欄不開示部分, 13頁「認定事実」欄不開示部分, 19頁所定休日欄, 労働時間制度欄, 就業規則の有無等欄, 賃金規定の有無等欄, その他特記事項欄不開示部分, 20頁「当該労働者の日常業務」欄不開示部分		○	○	19頁所定休日欄不開示部分, 20頁「当該労働者の日常業務」欄不開示部分
3	資料一覧	7	① 9行目2文字目ないし10文字目, 10行目2文字目ないし12文字目, 11行目2文字目ないし12文字目, 12行目2文字目ないし12文字目, 13行目3文字目ないし13文字目	○		○	
		8	② 27行目4文字目ないし23文字目, 28行目4文字目ないし24文字目		○	○	

4	保険給付等調査復命書		—				
5	意見書①	9	1 頁地方労災医員署名	○			
6	療養補償給付たる療養の給付請求書		—				
7	休業補償給付支給請求書	1 0	1 頁診療担当者署名及び印影	○			全て
8	聴取書①		—				
9	同意書		—				
1 0	請求人提出資料		—				
1 1	聴取書②		—				
1 2	聴取書③	1 1	① 1 頁住居，職業，氏名，生年月日の数字部分，4 頁 2 0 行目署名及び印影	○			
		1 2	② 1 頁 9 行目ないし 4 頁 1 8 行目（ただし項番を除く。）	○		○	
1 3	聴取書④	1 3	① 1 頁住居，職業，氏名，生年月日の数字部分，3 頁 2 1 行目署名及び印影	○			
		1 4	② 1 頁 8 行目ないし 3 頁 2 0 行目（ただし項番を除く。）	○		○	
1 4	聴取書⑤	1 5	① 1 頁住居，職業，氏名，生年月日の数字部分，4 頁 1 0 行目署名及び印影	○			
		1 6	② 1 頁 8 行目ないし 4 頁 9 行目（ただし項番を除く。）	○		○	

1 5	聴取書⑥	1 7	① 1 頁住居，職業，氏名，生年月日の数字部分，3 頁 1 4 行目署名及び印影	○			
		1 8	② 1 頁 8 行目ないし 3 頁 1 3 行目（ただし項番を除く。）	○		○	
1 6	聴取書⑦	1 9	① 1 頁住居，職業，氏名，生年月日の数字部分，3 頁 1 0 行目署名及び印影	○			
		2 0	② 1 頁 8 行目ないし 3 頁 9 行目（ただし項番を除く。）	○		○	
1 7	受診歴等	2 1	① 担当者氏名	○			
		2 2	② 1 頁保険協会印影			○	
1 8	意見書②	2 3	1 頁医師印影	○			
1 9	意見書③	2 4	1 頁医師印影	○			
2 0	意見書④	2 5	① 4 頁医師署名	○			
		2 6	② 1 頁及び 4 頁医療機関印影			○	
2 1	意見書⑤	2 7	1 頁医師署名及び印影，2 頁医師印影	○			全て
2 2	意見書⑥	2 8	1 頁医師署名及び印影	○			全て
2 3	診療録①	2 9	5 頁及び 6 頁医師署名	○			
2 4	診療録②	3 0	6 頁医師印影	○			
2 5	診療録③	3 1	1 1 頁理事長署名及び印影	○			
2	診療録④		—				

6						
2 7	診療録⑤	3 2	7 頁ないし 8 頁, 1 1 頁ないし 1 2 頁, 1 5 頁ないし 1 6 頁 医師署名及び印影, 3 7 頁診療担当者署 名及び印影, 4 3 頁 ないし 4 4 頁医師署 名及び印影, 4 6 頁 印影及び薬剤師氏 名, 4 7 頁医師署名 及び印影, 5 6 頁担 当者氏名, 6 0 頁医 師署名及び印影, 1 1 2 頁ないし 1 1 6 頁医師署名及び印 影, 1 1 7 頁医師印 影, 1 2 0 頁ないし 1 2 1 頁医師署名及 び印影, 1 2 2 頁印 影, 1 2 6 頁印影, 1 2 7 頁ないし 1 2 9 頁医師署名及び印 影, 1 3 0 頁不開示 部分, 1 3 3 頁不開 示部分, 1 3 5 頁な いし 1 3 6 頁不開示 部分, 1 3 9 頁不開 示部分, 1 4 1 頁不 開示部分, 1 4 6 頁 不開示部分, 1 5 1 頁ないし 1 5 2 頁不 開示部分, 1 5 5 頁 左側 3 6 行目不開示 部分, 1 5 8 頁不開 示部分, 1 6 4 頁不 開示部分	○		7 頁, 8 頁, 1 1 頁, 1 2 頁, 1 5 頁及 び 1 6 頁医師 署名及び印 影, 3 7 頁診 療担当者署名 及び印影, 4 3 頁及び 4 4 頁医師署名及 び印影, 5 6 頁担当者氏 名, 6 0 頁医 師署名及び印 影, 1 1 2 頁 ないし 1 1 6 頁医師署名及 び印影, 1 1 7 頁医師印 影, 1 2 0 頁 及び 1 2 1 頁 医師署名及び 印影, 1 2 2 頁印影, 1 2 6 頁印影, 1 2 7 頁ないし 1 2 9 頁医師 署名及び印影

28	調査書	33	1頁4行目27文字目ないし6行目	○		○	
29	事業場提出資料一覧等	34	①2頁不開示部分	○			会社名，郵便番号，住所，TEL及びFAX番号並びにデザイン部分
		35	②1頁2行目2文字目ないし21文字目，3行目2文字目ないし22文字目		○	○	
30	事業場提出資料①	36	①1頁事業場印影		○		全て
		37	②1頁6行目ないし9行目，2頁ないし12頁		○	○	
31	事業場提出資料②	38	1頁不開示部分（ただし受付印を除く。），2頁ないし7頁		○	○	
32	事業場提出資料③	39	1頁会社責任者，従業員代表者，作成者印影	○			
33	事業場提出資料④	40	①1頁従業員代表者の職氏名，印影	○			
		41	②1頁事業場印影		○		全て
34	事業場提出資料⑤	42	4頁4行目6文字目，5行目1文字目ないし6文字目，6行目4文字目，7行目1文字目ないし8文字目，10行目ないし15行目，5頁2行目ないし9行目，11行目ないし	○			7頁5行目ないし9行目，11行目ないし15行目，8頁1行目ないし9行目，9頁3行目ないし13行目，15行目

			1 3 行目, 6 頁 2 行 目ないし 1 8 行目, 7 頁 2 行目ないし 3 行目, 5 行目ないし 9 行目, 1 1 行目な いし 1 5 行目, 8 頁 1 行目ないし 9 行 目, 9 頁 3 行目ない し 1 3 行目, 1 5 行 目ないし 1 6 行目, 1 0 頁 2 行目ないし 7 行目, 9 行目ない し 1 1 行目				及び 1 6 行目
3 5	事業場提出資 料⑥	4 3	3 頁 4 行目 6 文字 目, 5 行目 1 文字目 ないし 6 文字目, 6 行目 4 文字目, 7 行 目 1 文字目ないし 8 文字目, 1 0 行目な いし 1 5 行目, 4 頁 2 行目ないし 9 行 目, 1 1 行目ないし 1 3 行目, 5 頁 2 行 目ないし 6 行目, 8 行目ないし 1 8 行 目, 6 頁 2 行目ない し 3 行目, 5 行目な いし 1 8 行目, 7 頁 1 行目ないし 7 行 目, 8 頁 3 行目ない し 1 7 行目, 9 頁 2 行目ないし 7 行目, 9 行目ないし 1 2 行 目	○			5 頁 2 行目な いし 6 行目及 び 8 行目ない し 1 8 行目
3 6	事業場提出資 料⑦		—				
3	事業場提出資		—				

7	料⑧						
3 8	事業場提出資 料⑨		—				
3 9	事業場提出資 料⑩		—				
4 0	事業場提出資 料⑪	4 4	1 頁ないし 9 頁, 1 1 頁ないし 1 3 頁確 認者氏名, 1 5 頁確 認者氏名及び印影, 1 7 頁及び 1 9 頁確 認者印影, 2 1 頁確 認者氏名及び印影, 2 2 頁ないし 2 7 頁 確認者印影, 2 7 頁 確認者氏名, 2 8 頁 ないし 2 9 頁確認者 印影, 3 1 頁, 3 3 頁及び 3 5 頁確認者 印影, 3 7 頁確認者 氏名及び印影, 3 9 頁確認者印影, 4 1 頁及び 4 2 頁確認者 氏名, 4 3 頁, 4 5 頁ないし 4 9 頁, 5 1 頁ないし 5 3 頁, 5 5 頁ないし 6 3 頁, 6 5 頁ないし 6 9 頁, 7 1 頁ないし 7 3 頁, 7 5 頁ない し 7 9 頁, 8 1 頁な いし 1 1 4 頁及び 1 1 7 頁確認者印影	○			1 頁ないし 9 頁, 1 1 頁な いし 1 3 頁, 1 5 頁, 2 1 頁, 2 7 頁, 3 7 頁, 4 1 頁及び 4 2 頁 確認者氏名
4 1	事業場提出資 料⑫		—				
4 2	事業場提出資 料⑬		—				
4	事業場提出資	4	2 頁ないし 8 1 頁表	○			8 4 頁, 8 5

3	料⑭	5	の不開示部分（ただし表の項目，審査請求人に係る「日付」「名前」「作業内容／残業理由」「開始」「終了」欄，「名前」欄が空欄の行を除く。），82頁ないし95頁決裁者印影及び氏名				頁及び91頁ないし94頁決裁者氏名
4 4	事業場関連資料	4 6	① 1頁表の不開示部分（ただし表の項目，審査請求人に係る行を除く。），3頁個人名部分	○			1頁受付印，3頁個人名部分
		4 7	② 2頁すべて，4頁「適用詳細情報」欄及び「継続一括詳細情報」欄左から2列目及び4列目，7頁「適用詳細情報」欄及び「継続一括詳細情報」欄左から2列目及び4列目		○	○	7頁法人番号欄不開示部分

注) 理由説明書・別表の文書番号3，28，34及び40に誤植があり，当審査会事務局で訂正した。